四国アラザ産業株式会社
大喜倉庫株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月
ジアンリーマシューテイカルズ
ジャクテリーフアーム株式会社
オロロン農業協同組合
日本特殊陶業株式会社
株式会社みさと農場
森永乳業株式会社
株式会社ギオン
株式会社フルタイムシステム
株式会社青木松風庵

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故　金井勁遺族　金井マサ子
故　平間一男遺族　平間カホル
故　梶野郁子遺族　梶野宏美

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故　小荷田謙一遺族　小荷田有弘
故　相川久枝遺族　綿矢正伸

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十九年九月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故　永島より子遺族　永島宏一

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

業務に精励したので、平成二十九年九月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故　飛塚祐次遺族　飛塚みさ子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

公同の事務に勤勉したので、平成二十九年九月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故　宮典子遺族　宮　一雄

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛媛県において開催されている第七十二回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十九日午前十一時三十一分御出門、同県へ行幸啓、十月一日午後五時十六分還幸啓になった。

御答電

天皇陛下から九月一日ベトナム国主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十三日御答電があった。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900－8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　沖縄総合事務局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

平成29年10月５日

沖縄地方交通審議会会長　宮里　　猛

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年10月５日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社なぎさ	東京都墨田区江東橋４丁目５番10号	互第3071号	平成29年８月30日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年10月５日　　関東経済産業局長　後藤　　収

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成29年12月４日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成29年12月４日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社なぎさ	東京都墨田区江東橋４丁目５番10号	平成29年８月30日